

別表

対象となる手術 ^(注)	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く）	
(1) 植皮術（25cm未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む）	2.0
2. 筋、腱、腱鞘の手術	
(1) 筋、腱、腱鞘の観血手術	1.0
3. 四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く）	
(1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術	1.0
4. 四肢骨の手術（抜釘術を除く）	
(1) 四肢骨観血手術	1.0
(2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む）	2.0
5. 四肢切断、離断、再接合の手術	
(1) 手指、足指を含む四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	2.0
(2) 手指、足指を含む切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	2.0
6. 手足の手術	
(1) 指移植手術	4.0
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術	1.0
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含む）	
(1) 脊柱・骨盤観血手術	2.0
9. 頭蓋、脳の手術	
(1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨、鼻中隔を除く）	2.0
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む）	4.0
10. 脊髄、神経の手術	
(1) 神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術）	2.0
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	4.0
11. 涙嚢、涙管の手術	
(1) 涙嚢摘出術	1.0
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	1.0
(3) 涙小管形成術	1.0
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術	
(1) 眼瞼下垂症手術	1.0
(2) 結膜嚢形成術	1.0
(3) 眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	2.0